## 平成25年度税制改正(地方税)要望事項

( 新設・拡充・延長・その他)

No	19	)									<u>府</u>		<u>庁</u>	名		金属	独 广
対象	税目	個人	人住民税	法人	.住民税	住民稅	的人,我们就是一个,我们就没有一个。""我们,我们就会会会,我们就会会会。""我们,我们就会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	) 事業税	不重	加産取得税	固定	資産税	事業	所税	その他	(	)
要望 項目名		特例	列事業者	(仮称	が営	む不動産	特定共同	事業にお	いて耳	は得する不動	動産に	系る課	锐標準	の特例	削措置の創	削設	
要望に		- ‡						「る制度の 特定共同		おいて取得	骨するれ	下動産に	こ係る	持例措	置を創設	ばする。	
								「る法律案 特別目的会		成 24 年 2 . S P C)	月 28 日	閣議決	定、公	公布後	6ヵ月以	内に施	行)
		Ī	寺例措置 特例事 される)	業者	が不動産	産を取得	する際の	)不動産取	得税(	の特例措置	计(不重	<b>加</b> 產取得	导税の	課税標	票準額が	2/5 I=	軽減
関係	条文																
減 <sup>」</sup> 見 <i>辽</i>		(社	初年度)		22	( –	)	(平年度)		22		( –	)	(単位	5 : 百万	円)	
要望	理由	が 耐 に。	優化や民 よる資産	┆得コス 記間施記 デフし	役の整備 ノの防止	など都	市機能の ものであ	更新への	民間	、特例事業 資金の導 <i>入</i> 動産証券化	を促進	進すると	ととも	に、オ	「動産取	引の活	性化
		境る る と 資	を整備す とめ、特 また、他 り指摘が あ品との	証券( る必要 (利事) (の金属 (ある)	比を推進を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	る。本特 対策目的 5不動産 持例事業 リティン	例措置に に適うれ 証券化剤 者が実施 グを図る	t、特例事 動産を取 品(Jリ でする不動	業者 得す。 ート、 産特 り、	するために が不動産を る際の経済 TMK、 定共同事業 事業者が自	取得す 的なイ GK- の実質	トるため インセン - T K) 質コス	かの総 ノティ に比 トにつ	費用を ブとし べ流 いて、	を軽減す して有効 通課税の 他の金	る措置 である。 負担が 融商品	であ 。 重い ・投
本要 対応 縮源	する	なし															
										ページ				19	1		

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	日本再生戦略 ~フロンティアを拓き、「共創の国」へ~ (平成24年7月31日閣議決定)(抜粋) 「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の 活性化により、資産デフレからの脱却を図る」 「民間資金導入のための不動産証券化手法の制度整備等も通じた必要な耐震改修を進める」 政策目標Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 施策目標2 市場機能の強化のための制度・環境整備 (政策評価体系図は別添のとおり)
	政策の 達成目標	不動産証券化実績累計総額 平成 23 年度末 51 兆円→平成 28 年度末 75 兆円
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2 年間
	同上の期間中 の達成目標	不動産証券化実績累計総額 平成 23 年度末 51 兆円→平成 26 年度末 65 兆円
	政策目標の 達成状況	平成 23 年度末時点の不動産証券化実績累計総額は 51 兆円
有効性相当性	要望の措置の 適用見込み	平成 25 年度:6件、平成 26 年度:6件
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	・本特例措置は、特例事業者が不動産を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。 ・税制支援のあるJリートと特定目的会社の平成 13 年度から平成 23 年度末までの証券化実績の伸び率は、それぞれ 17 倍、14 倍であるのに対し、税制支援のない現行の不動産特定共同事業の伸び率は 5 倍であり、税制の手段としての有効性は高い。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	特例事業者 (仮称) が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設 (登 録免許税) (新規要望)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし
	要望の措置の 妥当性	・特例事業者による不動産証券化を推進し、建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の 更新への民間資金の導入を促進するとともに、地域経済の活性化や資産デフレの防止を図ると いう政策目的実現の必要性は高い。 ・本特例措置は、不動産流通課税による負担が投資対象としての魅力を削ぐことのないよう、 特例事業者が実施する不動産特定共同事業の実質コストを、他の不動産証券化スキームとイ コールフッティングなものとするための必要最小限の措置となっている。
	ページ	19 2

税負担軽減措置等の 適用実績	新設要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	新設要望のため、該当せず。
前回要望時の 達成目標	新設要望のため、該当せず。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	本年度からの要望である。
ページ	19 3